ケアプランの軽微な変更

【軽微な変更について】

ケアプランの変更をする際には原則、アセスメントからケアプランの交付までの一連の業務を行うことが必要です。ただし、軽微な変更を行う場合にはこの一連の業務を行う必要がないものとされています。「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）」

軽微な変更に該当する場合としては下表の項目ですが、下表に該当するだけで、ただちに軽微な変更に該当するというわけではありません。利用者の解決すべき課題の変化に留意して判断することが重要です。下表に該当し、さらに、利用者の解決すべき課題の変化がないものであれば、軽微な変更として取り扱うことが可能です（平成22年7月30日介護護保険最新情報 VOL. 155、令和3年3月31日介護護保険最新情報 VOL. 959）。

【軽微な変更の内容について】

① サービス提供の曜日変更

国の通知	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまでも例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第 11 号（居宅サービス計画の交付）（注：現在は第12号）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
ポイント	「利用者の」という文言が記載されており、あくまでも利用者側の都合に限られておりますので、事業所の都合で曜日・日付を変更する場合には、軽微な変更には該当しません。 「臨時的・一時的」という文言記載されており、あくまでも臨時的・一時的なものに限られておりますので、継続的に曜日を変更するのであれば軽微な変更には該当しません。 「これはあくまで例示であり」と記載されていますように、利用者の解決すべき課題の変化に留意し、課題に変化があり目標等の変更を行わなければならない場合は、アセスメントからケアプラン交付までの一連の業務を行う必要があります。

② サービス提供の回数変更

国の通知	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまでも例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）（注：現在は第12号）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
ポイント	「同一事業所における」という文言が記載されており、あくまでも同一事業所に限られておりますので、他の事業所を利用して利用回数を変更する場合には、軽微な変更には該当しません。 「これはあくまで例示であり」と記載されていますように、利用者の解決すべき課題の変化に留意し、課題に変化があり目標等の変更を行わなければならない場合は、アセスメントからケアプラン交付までの一連の業務を行う必要があります。

③ 利用者の住所変更

国の通知	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまでも例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）（注：現在は第12号）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
ポイント	家族構成、住環境、事業所に変更が無い住所変更の場合は「軽微な変更」とすることが可能です。しかし、住所変更に伴い、家族構成、住宅環境が変わることにより生活に影響が生じる場合や、事業所が変更になる場合には、「軽微な変更」には該当しません。 「これはあくまで例示であり」と記載されていますように、利用者の解決すべき課題の変化に留意し、課題に変化があり目標等の変更を行わなければならない場合は、アセスメントからケアプラン交付までの一連の業務を行う必要があります。

④ 事業所の名称変更

国の通知	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまでも例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）（注：現在は第12号）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
ポイント	「これはあくまで例示であり」と記載されていますように、利用者の解決すべき課題の変化に留意し、課題に変化があり目標等の変更を行わなければならない場合は、アセスメントからケアプラン交付までの一連の業務を行う必要があります。

⑤ 目標期間の延長

国の通知	単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまでも例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）（注：現在は第12号）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
ポイント	「これはあくまで例示であり」と記載されていますように、利用者の解決すべき課題の変化に留意し、課題に変化があり目標等の変更を行わなければならない場合は、アセスメントからケアプラン交付までの一連の業務を行う必要があります。

⑥ 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合

国の通知	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまでも例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）（注：現在は第12号）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。

ポイント	「同一種目における」と記載されていますように、同一種目に限られていますので、別の種目へ変更する場合には、アセスメントからケアプラン交付までの一連の業務を行う必要があります。 「機能の変化を伴わない」と記載されていますように、機能の変更が必要ということは、利用者の状況等に変化があったと考えられるため、同一種目であっても機能の変化を伴う場合には軽微な変更には該当しません。 また、「これはあくまで例示であり」と記載されていますように、利用者の解決すべき課題の変化に留意し、課題に変化があり目標等の変更を行わなければならない場合は、アセスメントからケアプラン交付までの一連の業務を行う必要があります。

⑦ 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更

国の通知	目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまでも例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）（注：現在は第12号）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
ポイント	「利用者の状況以外の原因による」と記載されていますので、利用者の状況が原因である場合には、アセスメントからケアプラン交付までの一連の業務を行う必要があります。また、「これはあくまで例示であり」と記載されていますように、利用者の解決すべき課題の変化に留意し、課題に変化があり目標等の変更を行わなければならない場合は、アセスメントからケアプラン交付までの一連の業務を行う必要があります。

⑧ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合

国の通知	第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまでも例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）（注：現

	在は第12号）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
ポイント	同じサービス種別内であっても、サービス内容の変化には、目標や、サービスの必要性等の変化を伴うことがありますので、よく検討して判断してください。 「これはあくまで例示であり」と記載されていますように、利用者の解決すべき課題の変化に留意し、課題に変化があり目標等の変更を行わなければならない場合は、アセスメントからケアプラン交付までの一連の業務を行う必要があります。

⑨ 担当介護支援専門員の変更

国の通知	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更（但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。）のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまでも例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）（注：現在は第12号）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
ポイント	新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していない場合には、「軽微な変更」には該当しません。 「これはあくまで例示であり」と記載されていますように、利用者の解決すべき課題の変化に留意し、課題に変化があり目標等の変更を行わなければならない場合は、アセスメントからケアプラン交付までの一連の業務を行う必要があります。

【サービス担当者会議について】

国の通知	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）」、（以下、「運営基準の解釈通知」という。）のとおり、「軽微な変更」に該当するものであれば、例えばサービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、運営基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。

【軽微な変更と判断した場合の対応】

① 判断根拠の記録を行う

軽微な変更に該当すると判断した場合は、その根拠を支援経過等に記録してください。記録する際には、上表のどの項目に該当しているのか明記、及び、利用者の解決すべき課題の変化がないか確認したことについて記載してください。

② ケアプランへ変更箇所を記載する

変更をケアプラン第1～3表に追記するか差し替えを行ってください。ケアプランに追記する場合は、いつ追記したのかわかるように記載してください。

利用者からケアプラン変更について同意をもらい、いつ同意をもらったのかがわかるようにしておいてください。

③ 利用票の再作成

ケアプラン変更の結果、計画単位数が変更した場合には、トラブルを回避するためにも、利用票を再作成してください（必ず再作成をしなければならないわけではありません。）。